

平成25年1月11日

東京都中央区

法律事務所

弁護士 様
弁護士 様

東京都足立区谷中 4-2-15
電話・ファクス 03-3628-0395
協同組合 日本接骨師会
保険部長 真竹晴夫

謹啓 平成24年12月25日付要望書に対し、ご回答ありがとうございます。

通知内容に、アメリカンホーム社はあくまでも損害保険会社であり、・・・・施術の必要性・有効性・内容の合理性、施術期間の相当性及び施術費用の相当性という観点から、加害者が被害者に対して法律上負担すべき損害賠償責任の範囲を算定し、適正かつ妥当な保険金の支払い。この事は、医師であろうと柔道整復師(以下「整復師」と言う)であろうと、保険会社としての当然のことと理解しているところです。

先の要望は、この前段の問題として担当職員の対応に対し願わくは再発防止の要望したものです。

○患者が、保険会社に病院から〇〇整骨院へ転移申し出の段階(受診前)より、病院診断書と同じ診断名の要求(別添再資料)整復師受診後の医師診断名の違いをもって診断名変更の強要。整復師・患者に照会することなく両者へ過剰診療と決め付け支払わない、病名を變えれば支払う、整復師といえども資格による責任と権利で、正しいか、寧ろかの調査・照会なしの対応、また、整復師の真面目なお願いも長期間無視、この様な事が柔道整復師に対する誤解と偏見・差別、保険会社としての優越的地位の乱用です。また、患者には、〇〇整骨院が一方的に過剰診療しているので支払わないと説明し、整復師と患者の信頼関係を無くすばかりでなく、患者が心配するような言動が、受診妨害、独善的な誤解等、そのような意図は一切なければ何を言っても良いのかの疑問です。因みに、各損保会社は今回より軽微な整復師誤解に対しても「そのような意図」とはせず正しい理解を載しているところです。アメリカンホーム社として交通事故患者の整復師受診の今後の対応についてのご回答お願い申し上げます。

なお、9月請求分は、24年12月25日〇〇整復師より入金のご報告ありました。ありがとうございました。

敬具